毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行) 発行人 大 分 県 編集 株インタープリンツ (定価

## を切り上げた額) 額に10円未満の端

ナケリスキ	と十二尺段
三月二十九日	<b>另</b> 令 和 六 二八 年
( 金	曜 日 )
	めた場合に限 その他 記録媒体の購入価格(その数があるときは、その端数

j	九 <sub>∃</sub> (	(二) (八)
(	金	曜
(1		

箇年 三万八千八百八十円)

## (DVD-R)(CD-R)1枚につき50円 1枚にしき60円 令和六年三月二十九日

体安会当(表がし、大田通認記

光ディスク

|記録媒|光ディスク

電磁的

## 大分県警察本部告示第13号

○警察本部告示

第1号)の一部を次のように改正する。 大分県警察本部長が管理する公文書の公開等に関する規程(平成14年大分県警察本部告示

令和6年3月29日

----

第8条第1項を次のように改める

大分県警察本部長

重

田

英

毘

ることができる。 とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法による提供とす う。)に複写したものの交付又は電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算機 当と認めた場合は、当該電磁的記録を電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をい 若しくは写しの交付又は専用機器により再生したものの視聴とする。ただし、本部長が適 (入出力装置を含む。以下この項において同じ。) と公開請求者の使用に係る電子計算機 条例第13条第1項の実施機関が定める方法は、電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

·····<u>:</u>

第10条中「写しの交付」を「公開」に改める 第8条第4項中「公文書」を「事務所における公文書」に改める

第1号様式中

の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

大分県公安委員会情報公開等窓口設置運営要綱(平成14年大分県公安委員会告示第10号)

別表の紙の項中「50円」を「30円」に改め、同表の電磁的記録媒体の項を次のように改

大分県公安委員会委員長

類

員

助

大分県公安委員会告示第31号

情報提供推進要綱の一部改正

○公安委員会告示

警察本部告示 公安委員会告示 大分県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部改正

大分県警察本部情報公開等窓口設置運営要綱の一部改正

大分県警察本部長が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正

大分県公安委員会情報公開等窓口設置運営要綱の一部改正 ……

公安委員会告示

警察本部告示

目

次

テープに複写
記録
録音テープ及び  3 その他の電磁的

大分県報号外 (公安委告示・警察本部告示)

改める。		· 公事	第9卡	第3号様式rl 文書」を「県警 を注4とする。	現2 万様x 文書」を「県 を注とする。	2中「電									
	公開を実施する日時	公開を実施する日	第9号様式中	第3号様式中「時 書」を「県警情報室又 注4とする。	第2万様八円   時書] を「県警情報室又注とする。	R	電磁的記録媒体	用紙に複写し、	閲覧・視聴						
	年 月	年月		分 」を「時は警察署窓口において	ガーターで、「おいるとなる」という。	の実施	電磁的記録媒体に複写したものの交付	用紙に複写し、又は出力したものの写しの交付							したものの交付
	日 午前午後	田		分 から」に改な ご公文書」に改め、同本	分 から」に改& で公文書」に改め、同権	$\neg$	<u>ਦੀ</u>	写しの交付			00X13	□ 磁気ディスク 等に複写したも	り再生したものの視聴	1 に 対 出 計 に 記 対 日 計 日 対 日 対 日 対 日 対 日 対 日 対 日 対 日 対 日	交付
	時 分 から に	PA		第3号様式中「時 分 」を「時 分 から」に改め、同様式の注3中「公文書」を「県警情報室又は警察署窓口において公文書」に改め、同様式中注4を削り、注5を注4とする。	第2号様式中一時 分 」を一時 分 から」に改め、同様式の注1年1公文書」を「県警情報室又は警察署窓口において公文書」に改め、同様式中注2を削り、注1を注とする。	当に改める。		に改め、同様式の注		- L	_				P
第9条第1項ただし書中「磁気ディスク等	示第19号)の一部を次のように改正す 令和6年3月29日	<b>*</b>	附 則 この告示は、令和6年4月1日から施行する。	めた場 合に限 その他 る。)		電磁的 記録媒 光ディスク (CD-R) 体 ( <sup> </sup>	別表の紙の項中「50円」を「30円」に改める。	大分》	部を次のように改正する。 令和6年3月29日	大分具警察本部情報公開等窓口設置運営	大分県警察本部告示第14号	る書類は、当分の間、この告示による改I 3 旧様式による用紙については、当分の間	(経過措置) 2 この告示による改正前の様式(次項によ	1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。	(施行期日)
1 項ただし書中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録	る。 大分県警察本部長 種 田 英		\$ & °	記録媒体の購入価格(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)	1枚につき60円	1枚につき50円	別表の紙の項中「50円」を「30円」に改め、同表の電磁的記録媒体の項を次のように改る。	大分県警察本部長 種 田 英		大分県警察本部情報公開等窓口設置運営要綱(平成14年大分県警察本部告示第2号)の一		書類は、当分の間、この告示による改正後の様式によるものとみなす。 旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正をして使用することができる。	経過措置) この告示による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されてい	<b>すする。</b>	

	=	Ħ	Ε	舐	十分回题数大型具	
り複写して交付する。	典	承	#	救	大分県公安委員会委員長	
イ 図画のうちマイクロフ						令和6年3月29日
たものを交付する。				\		٥٠ ٠
ア 文書及び図画(マイク)	こ改正す	-部を次のように改正す	の一部をど	4	平成14年人分景公安委員式日小第23 b 平成14年大分県警察本部告示第21号	情報提供推進要網   平成
に係る記録媒体をいう。)し				H L	1.4年十八日八七禾日入上子&	十 十 十
して交付する。ただし、実力						大分県警察本部告示第16号
(3) 写しの交付 複写する箇所					JI	大分県公安委員会告示第32号
する。					警察才音台河	( 位 )
iiii					) 警察 医卵 号示	
ウ 電磁的記録 用紙に出こ					ハンドゥーグ・ハン・コロ・コン	
<b>%</b>	% %	とができる	使用するこ	かして	旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正をして使用するこ	3 旧様式による用紙につ
イ 図画のうちマイクロフ			とみなす。	:280	る書類は、当分の間、この告示による改正後の様式によるものとみなす。	る書類は、当分の間、こ
より複写したものを閲覧し	されてい	くり使用る	う。) にる	77 7	この告示による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されてい	2 この告示による改正前
ア 文書及び図画(マイクロ						(経過措置)
組織をいう。)を使用するこ					令和6年4月1日から施行する。	1 この告示は、令和6年
て同じ。)と申出者の使用い						(施行期日)
報処理組織(県の機関の使り						附則
(1) 閲覧 次に掲げる方法に。						)
れ当該各号に定めるところに.						簡易書留 🗌 本人限定受取
2 前項の規定による閲覧、視時		その街(				Ī
供申出書 (第2号様式) により	周	普通郵便	₹*	本人限定受取	□ 簡易書留 □ 本人	注 □ 普通郵便
第2項に規定する情報を閲覧し、	[送付方	「郵送方法」を「送付方			「郵送による写しの交付」を「送付」に、	る開示」を「窓口」に、「
の写し交付申出書」を「行政資料	コにおけ	中「怨!	(別紙)	同様式	「開示の実施の方法」に、「事情」を「事情等」に改め、同様式の(別紙)中「窓口におけ	「開示の実施の方法」に、
料」を「において第3条第1項		- E-WXX H3	_			」。□ペの街(
第5条の見出し中「行政資料」	では一ち	「雷磁的記録」を	7	本人限定受取	□ 簡易書留 □ 本	定受取 。
第2項中「第1項各号」を「前フ						时一下、一颗这么衣」を一场的少衣」下、
第3条第1項第2号中「ビデ	本人限		] 簡易書留	/=\-\	送付去法  7.   □ 普通郵便	
警察本部情報公開等窓口設置運信	を「送	の交付_	による写し	「郵送	第13号様式の3中「窓口における開示」を「窓口」に、「郵送による写しの交付」を「送	第13号様式の3中「窓口
報公開等窓口設置運営要綱」に、						供」を加える。
第2条第2項中「大分県公安会	こよる提	一る方法に	)を使用す	。たいう。	子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法による提	子計算機とを電気通信回線
第1条中「第47号」の次に「。	ご係る電	行の使用し	開示請求者	(, ) (, )	電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)と開示請求者の使用に係る電	電子計算機(入出力装置を

以下「条何」という。」を加える。

営要綱」に改める。 委員会情報公開窓口設置運営要綱」を「大分県公安委員会情 「大分県警察本部情報公開窓口設置運営要綱」を「大分県

頃各号」に改める。 オテープ等の」を削り、 「視聴取」を「視聴」に改め、同条

単等の写し交付申出書」に改め、「により」の次に「、同条 ご規定する情報が記録された行政資料等」に、「、行政資料 視聴し、又はその写しの交付を受けようとする者は情報提 を「行政資料等」に改め、同条第1項中「において行政資 を加え、同条第2項を次のように改める。

- より行うものとする。 徳及び写しの交付は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞ
- 方法による提供により行う。 に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理 **甲に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この号におい** より行う。ただし、実施機関が適当と認めた場合は、電子情
- ロフィルムを除く。) 文書及び図画又はこれらを複写機に
- イルム リーダープリンタにより複写したものを閲覧に供す
- 力したものを閲覧に供する。
- いを複写したものを専用機器により再生したものを視聴に供
- に複写したものを交付する。 **植機関が適当と認めた場合は、電磁的記録媒体(電磁的記録** 所を申出者に確認し、次に掲げる方法によりその写しを作成
- ロフィルムを除く。) 文書及び図画を複写機により複写し
- イルム リーダープリンタにより複写したものを複写機によ
- 用紙に出力したものを複写機により複写したものを交付する。

第6条第1項中「第2号様式」を「第3号様式」に改める。

改め、同条第2項中「ビデオテープ等」を「映像情報」に改める。 第7条第1項中「ビデオテープ等の視聴取を受けよう」を「映像情報の視聴を行おっ

第8条中「警務部広報課長」を「警務部警務課長」に改める。

に改める。 政資料の写しの」を「行政資料等の写しの」に、「行政資料名」を「行政資料等名」 「交付枚数」を「交付方法等」に、「金額」を「交付枚数等」に、「領収期日」を「纟 第1号様式中「行政資料の写し交付申出書」を「行政資料等の写し交付申出書」に、

第2号様式を第3号様式とし、第1号様式の次に次の1様式を加える。

次のとおり情報の 申出に係る情報 の内容 交付の方法 交付の場所	でで、	第2号様式
	乗 現便番号 請求者 住 所 氏 名 法人その他の団体にあっては、事 務所又は事業所の所在地並びにそ の名称及び代書書の氏名	第2号様式 (第5条関係) 情報提供申出書

担当課 │ 年 月 日 │ 交付枚数等 │	平 年	集 月
		日一を付枚数等
日   交付枚数等	日   交付枚数等	
交付枚数等	交付枚数等	

- 2 とができないことがあります。 交付の方法については、技術的な事情等により希望した方法による公開を実施するこ
- ていただきます。 写しの作成の費用(写しの送付を希望する場合の当該送付の費用を含む。)を負担し
- 4 ※印の欄は、記入しないでください。

令和六年三月二十九日	<b>附 則</b> この告示は、令和6年4月1日から施行する。
一十九日	
大分県報号外(公安委告示・警察本部告示)	
小・警察本部告示)	
五.	